

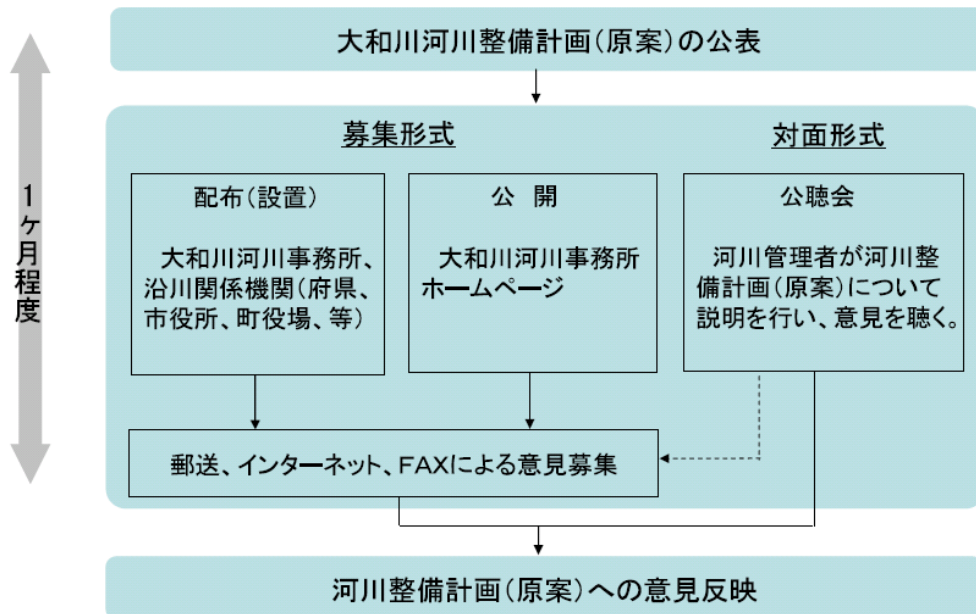
公聴会、パブリックコメントについて

説明資料

1. 関係住民からの意見聴取の予定についての確認

※第15回流域委員会資料より

2. 大和川における住民意見聴取について(案)



整備計画(原案)に対する関係住民からの意見聴取のながれ(案)

第15回 大和川流域委員会

(1) 募集形式による意見聴取について(案)

① 配布(設置)

下記の場所に、河川整備計画(原案)を配布及び設置。

国土交通省 近畿地方整備局	大和川河川事務所 及び各出張所	堺出張所
		亀の瀬出張所
		王寺出張所
		大和川下流出張所
大和川沿川 関係機関	大阪府都市整備部河川室	
	奈良県土木部河川課	
	市役所、町役場(沿川の市町の市役所及び町役場)	

② 公開

大和川河川事務所ホームページで河川整備計画(原案)を公開。
(ダウンロードによる取得も可能とする。)

第15回 大和川流域委員会

(2) 公聴会による意見聴取について(案)

公聴会を開催し、河川整備計画(原案)について説明を行い、関係住民からの意見を聴く。

① 開催主体

河川管理者
(国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所)

② 開催場所

以下の4カ所で実施する。

奈良県域：大和郡山市，王寺町
大阪府域：柏原市，堺市

(3) 住民意見聴取の周知の方法について(案)

「河川整備計画(原案)に対し関係住民から意見を聴取する」ことについて周知を行う方法として、経済性と広範囲に伝えるという観点から、記者発表、インターネット(ホームページ)、自治会回覧により行う。

第15回 大和川流域委員会

(4) 関係住民からの意見聴取のポイント

- ① 河川整備計画(原案)の各章への意見を聴く。
- ② 大和川のあるべき姿のイメージを聴く。

(5) 関係住民からの意見の聴取内容について(案)

河川整備計画(原案)に対する関係住民からの意見の聴取内容については、別途配布資料のとおりとする。

近畿地方整備局 大和川河川事務所 [Eメール]
FAX: 072-973-3367

河川整備計画(原案)に対する関係住民からの意見の聴取内容について、以下のとおり実施する。

(1) 河川整備計画(原案)の各章への意見を聴く。

(2) 大和川のあるべき姿のイメージを聴く。

(3) 河川整備計画(原案)の経済性と広範囲に伝えるという観点から、記者発表、インターネット(ホームページ)、自治会回覧により行う。

(4) 河川整備計画(原案)に対する関係住民からの意見の聴取内容については、別途配布資料のとおりとする。

(5) 河川整備計画(原案)に対する関係住民からの意見の聴取内容については、別途配布資料のとおりとする。

※別途配布資料参照

第15回 大和川流域委員会

(6)意見の受付方法と期間について(案)

① 受付方法

郵送、インターネット、FAXによる。

② 受付期間

河川整備計画(原案)公表から1ヶ月程度とする。

(7)よせられた意見の公表について(案)

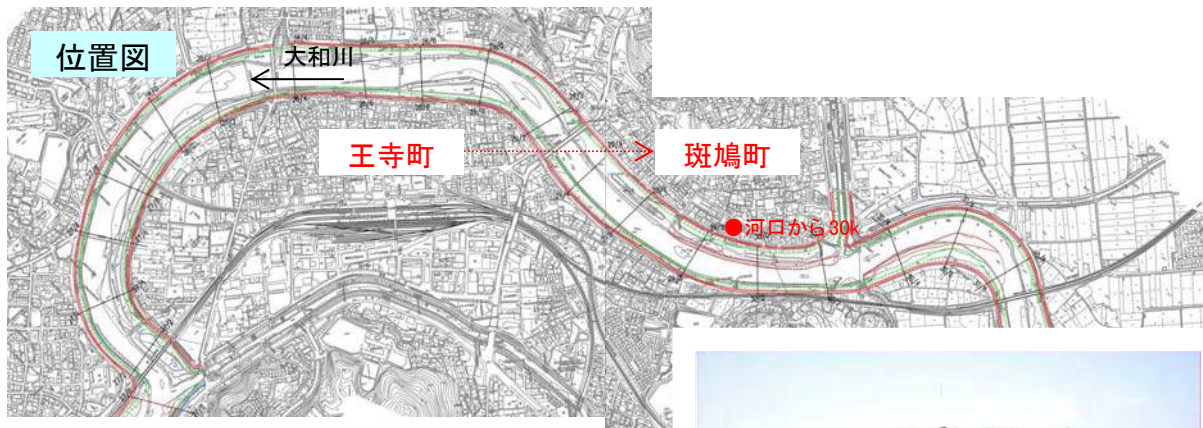
① 意見の受付終了後、意見・質問・回答をホームページで公開。

② ホームページを利用できない方等のため、河川整備計画(原案)の配布(設置)場所において、意見・質問・回答を確認できるようにする。

第15回 大和川流域委員会

2. 遊水地整備箇所周辺での住民公聴会開催について (開催地の変更)

当初：奈良県北葛城郡王寺町 → 奈良県生駒郡斑鳩町



※一例：いかるがホール
(ウェブサイトより)